

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

1 堤防の整備、河道掘削

堤防の高さや幅が不足している箇所については、堤防の整備を実施し、流下能力の向上を図ります。

また、堤防の整備を実施しても、流下能力が不足する箇所においては、河道掘削を実施し、流下能力の向上を図ります。なお、堤防の整備にあたっては、掘削土砂を転用するなどの有効活用も図ります。

さらに、河岸侵食のおそれがある箇所については、護岸の整備を行います。

表 5.1 堤防整備の施行場所と工事の内容

目 的	河川名	場 所		工事の内容
流下能力確保	小矢部川	左岸	高岡市伏木 ^{みなとまち} 湊 ^{まち} 地先 ～高岡市城光寺地先：0.0k～2.6k	堤防の整備
			高岡市福岡町 ^{うわの} 上野 ^の 地先 ～小矢部市田川 ^{たがわ} 地先：22.8k～23.2k	
		右岸	射水市庄 ^{しょうせいまち} 西 ^し 町 ^{まち} 地先 ～高岡市米島地先：0.0k～2.6k	
	渋江川	左岸	小矢部市綾子 ^{あやこ} 地先：0.8k～1.2k	堤防及び護岸の整備
			小矢部市綾子 ^{あやこ} 地先：1.8k付近	
		右岸	小矢部市矢水 ^{やすいちょう} 町 ^{まち} 地先：0.0k～0.2k	
			小矢部市矢水 ^{やすいちょう} 町 ^{まち} 地先：0.8k～1.2k	
			小矢部市矢水 ^{やすいちょう} 町 ^{まち} 地先：1.6k、2.0k	

※施行場所及び範囲については、今後の調査等により変わる場合があります。

※小矢部川 0.0k～2.6k 付近の整備については、港湾管理者と調整のうえ適切な役割分担のもとで対策を行います。

表 5.2 河道掘削の施行場所と工事の内容

目 的	河川名	場 所		工事の内容
流下能力確保	渋江川	左岸	小矢部市綾子 ^{あやこ} 地先：1.2k付近	河道掘削
		右岸	小矢部市矢水 ^{やすいちょう} 町 ^{まち} 地先：1.4k～1.8k	

※施行場所及び範囲については、今後の調査等により変わる場合があります。

2 支川合流点処理

小矢部川支川の合流点では、支川堤防の高さが不足している箇所があり、洪水時には本川の水が逆流して氾濫が生じる場合があります。このような箇所では、堤防の整備や樋門等の整備による合流点処理を実施します。

表 5.3 合流点処理対策の施行場所と工事の内容

目 的	支川名	場 所		工事の内容
支川合流点処理による浸水被害軽減	谷内川	左岸	高岡市四日市地先：14.8k	堤防の整備
	合又川	右岸	小矢部市 ^{なすじま} 茄子島地先 ～小矢部市島地先：28.0k～28.2k	樋門等の整備

※施行場所及び範囲については、今後の調査等により変わる場合があります。

3 堤防の質的整備

堤防の浸透対策については、堤防詳細点検結果等を踏まえ、すべり破壊、浸透破壊に対する安全性が確保されない箇所について、必要に応じて対策を実施します。また、堤防の侵食対策については、洗掘状況等を注視しつつ局所洗掘の規模や背後地等を考慮しながら必要な対策を実施します。なお、一部断面が不足する箇所については、必要に応じて質的強化に合わせて対策を実施します。

表 5.4 堤防質的整備の施行場所と工事の内容

目 的	河川名	場 所		工事の内容
堤防の質的向上	小矢部川	左岸	高岡市 ^{しゅご} 守護町地先 ～高岡市二上町地先：5.9k～7.5k	浸透対策
			高岡市福岡町 ^{しもむくた} 下向田地先 ～高岡市福岡町 ^{うわの} 上野地先：20.8k～22.7k	
		右岸	高岡市 ^{かいほつほんまち} 開発本町地先 ～高岡市長 ^{ちようけいじ} 慶寺地先：6.0k～7.1k	
			高岡市長 ^{ながえ} 慶寺 ～高岡市長江地先：8.2k～10.9k	
			高岡市長江地先 ～高岡市北島地先：12.0k～12.6k	
			高岡市 ^{あらやしき} 荒屋敷地先 ～高岡市 ^{たからぎ} 宝来町地先：14.6k～18.1k	
			高岡市福岡町 ^{おおの} 大野地先 ～高岡市福岡町荒屋敷地先：18.9k～20.4k	
			小矢部市 ^{いしおうまる} 石王丸 ～小矢部市 ^{うじしん} 宇治新地先：23.2k～24.5k	
			小矢部市 ^{しんにし} 茄子島地先 ～小矢部市新西地先：28.1k～32.6k	

※施行場所及び範囲については、今後の調査等により変わる場合があります。

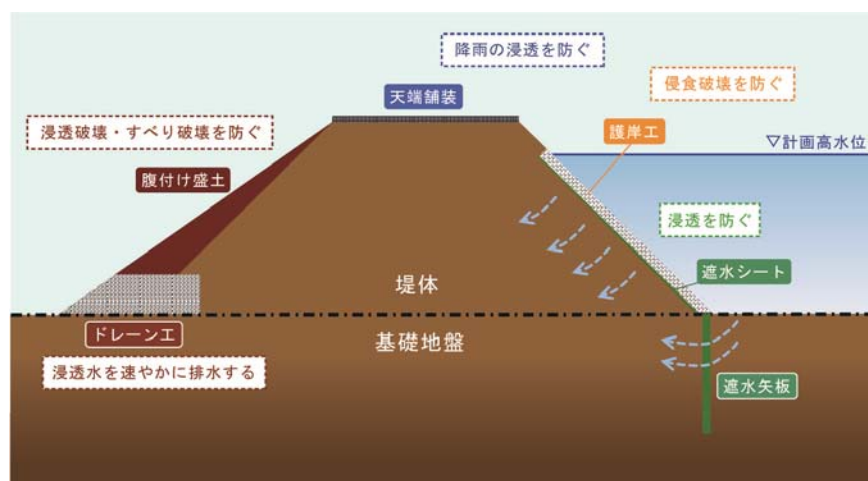


図 5.1 堤防質的整備 各種の工法（イメージ図）

4 耐震対策の実施

大規模な地震動による液状化等により、堤防等の河川管理施設が被災すると、地震後の洪水・津波により浸水被害が発生するおそれがあるため、耐震性能について調査を行い、必要に応じて耐震対策を実施します。

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

1 多自然川づくり

河川改修や河川周辺で工事を行う場合は、多自然川づくりなど、現在の生態系に与える影響が極力小さくなるよう、可能な限り多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めるとともに、工事の施工にあたっては環境への配慮事項が適切に実施されるよう努めます。

河川環境に与える影響が大きいと予想される場合には、その時点での河川環境情報図や現地調査により、河川環境を十分に把握するとともに、学識経験者等の意見や地域住民の意向を聴きながら、事業箇所の環境や特徴に応じた対応に努めます。

また、河川水辺の国勢調査の結果を計画に反映しながら、地域住民や関係機関と連携して小矢部川とその周辺の良好な河川環境の維持・保全・創出に努めます。

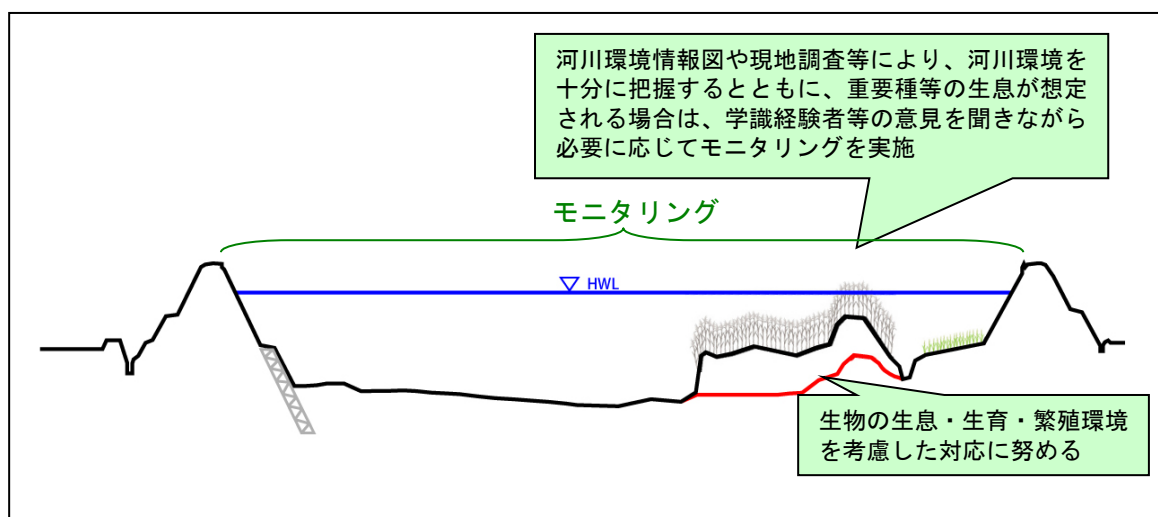


図 5.2 河道掘削環境配慮イメージ図

2 流域内の生物の生息・生育・繁殖環境の連続性確保

小矢部川では、海と川を行き来するアユやサケ、本川と支川や水路を行き来するドジョウ等の魚類が確認されています。これらの魚類の生息環境としては、流況や河床の状況に加え、上下流の移動の連続性、本川と支川・水路との連続性が確保されていることが必要です。

小矢部川に関しては、横断工作物の設置箇所における縦断方向の連続性は概ね確保されています。しかし、小矢部川本川と流入してくる河川・水路等との間には落差の生じている箇所があることから、工事施工の際には、これら箇所について、水域の連続性確保に配慮します。

3 住民のニーズ等に応じた多様な利用空間の創造（河川空間の利活用）

河川空間の整備にあたっては、「365日の川づくり」※を意識し、小矢部川水系の河川空間の基本的整備・管理方針を定めた環境管理基本計画に基づき、住民のニーズを踏まえた多様な利用空間の創造に努めます。また、瀬、淵、ワンド等からなる水辺景観の保全に努めるとともに、周辺の歴史、地域の施設や地域づくりとの連携を十分考慮します。

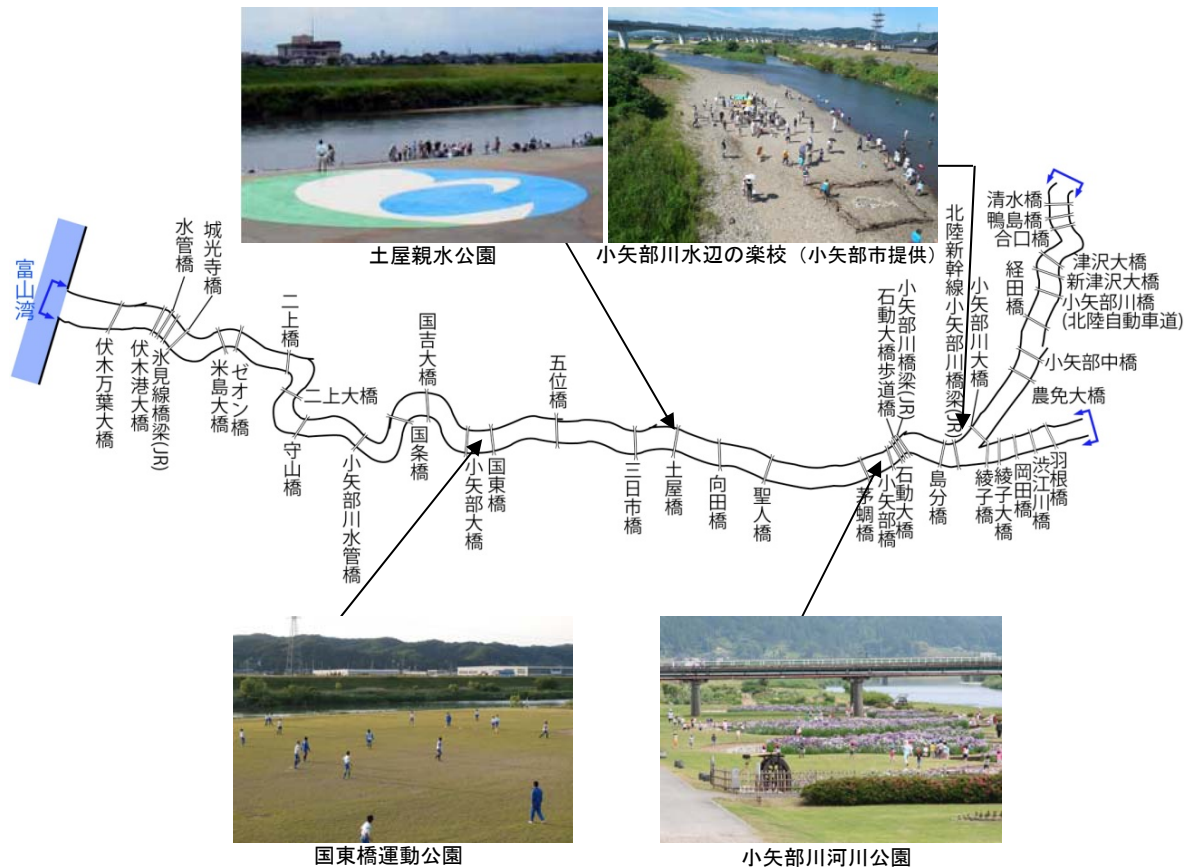


図 5.3 小矢部川の河川空間の利用状況

※「365日の川づくり」とは、洪水や渇水等の異常時への対応に加え、平常時（河川環境・利用等）への対応を重視し、常に川の365日を視野に入れて、治水・利水・環境に対して総合的に整備していくものです。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

小矢部川の維持管理の実施にあたっては、河川管理上の重点箇所や具体的な維持管理の内容を定めた小矢部川水系小矢部川維持管理計画に基づき、河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型河川管理」による維持管理を実施します。

また、常に変化する河川の状態を測量・点検等で適切に監視するとともに、その結果を河川カルテとして記録・保存することで、河川管理の基礎データとして活用していきます。併せて自然環境との調和、関係機関や地域住民等との連携を強化していきます。

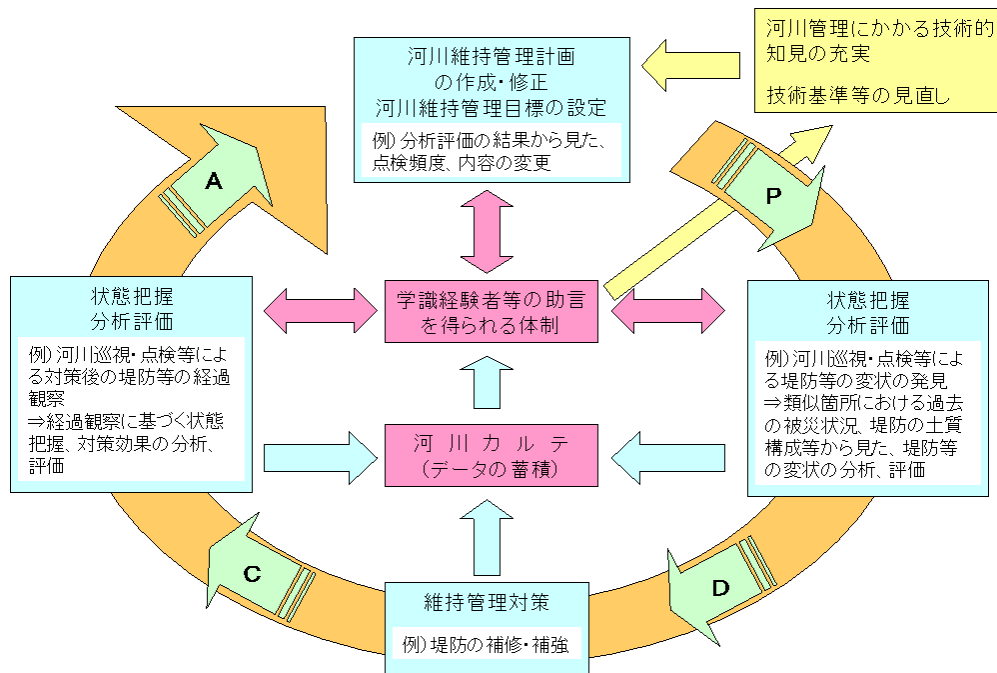


図 5.4 サイクル型維持管理のイメージ

1 河川の巡視及び点検

洪水時に堤防等の河川管理施設がその機能を発揮するためには、その状態を常に把握し適切に管理する必要があります。また、治水に関する施設に限らず、高水敷等の土地や河川水の利用状況、許可工作物の状況などが適正かどうかを日常的に監視する必要があります。

いつ発生するか分からない洪水や渇水に備え、また、河川管理施設の異常やごみの投棄、船舶の係留（無許可）等を発見するために河川の巡視や点検を実施します。

さらには、河川の巡視のほか、水文観測データや CCTV 画像等を活用することで、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、洪水時等の河川管理施設の監視、災害発生時の緊急復旧活動、市町村等が行う水防活動を円滑に行えるように努めます。

地震発生後は、堤防等の河川管理施設の異常、変状を早期に発見するため、速やかに点検を実施します。



写真 5.1 河川管理施設(堤防)の点検

写真 5.2 津沢地点 CCTV 画像(H20.7 洪水)

表 5.5 河川巡視の巡視内容と頻度

名称	巡視内容	頻度
平常時巡視	滞筋変化や河岸侵食等の状況 堤防の状況把握 川の維持管理の状況把握 流水の占有の状況把握 流水の縦断的連続性の状況把握 工作物の新築、移築及び状況把握 不法占用・不法使用者への注意・指導など	週 2 回程度 (3 日以上巡視しない期間を空けない)
洪水時巡視	流水の状況 堤防の状況把握 河岸、護岸及び水制根固め等の状況把握	洪水により河川管理施設に被害が発生するおそれがある場合
地震	堤防の状況把握 河岸・護岸及び水制根固め等の状況把握	1 次点検：震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は震度 4 で水防団待機水位を超え、はん濫注意水位に到達するおそれがある場合
		2 次点検：1 次点検の結果、重大な被害が確認された場合
		一般パトロール：震度 4 の地震が発生した場合

2 河川の調査

河川管理を適切に実施するためには、河川の状態を適切に把握することが必要です。このため、小矢部川の河川特性を踏まえた調査を継続的・重点的に実施するとともに今後の維持管理等に活用します。定期的な調査に限らず河川巡視・点検の結果を踏まえ、機動的に河川の調査を実施します。

1) 河道状況の調査

河道の形状は流下能力や施設の機能に大きな影響を与えるため、その状況を把握することは非常に重要です。河床形状の経年変化や異常箇所について適切に把握するために、縦横断測量や平面測量、空中写真撮影等を定期的に行います。また、日常の河川巡視から河道の流下能力に影響を与える変状が見られる箇所については、土砂堆積調査など必要に応じた調査を実施します。これらの調査の結果は、すべて整理・分析し、河道の変動を把握するとともに、流下能力の評価等に反映させます。



写真 5.3 定期横断測量

2) 水文観測

渇水状況や洪水の規模等を適切に把握するため、平常時・洪水時に関わらず、継続的に水位や流量観測などを実施します。

今後もこれらの水文観測を継続して行うとともに、常に正確な観測値が得られるよう、水文観測所の点検を適切に実施していきます。

表 5.6 水文観測所の数

雨量	水位 (流量観測所含む)
8	7

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

3) 洪水後（洪水時）の調査

大規模な洪水が発生した場合、河川管理施設に対して大きな影響を与え、施設の機能維持を左右することがあるため、その変状を把握する必要があります。このため洪水後には、施設の点検や堤防漏水調査など、必要に応じた調査を実施します。

また、大規模洪水による河道の変化は非常に大きく、その水理量や河道変動の状況は、今後の洪水による災害の発生防止や河川環境の整備と保全といった河道計画の資料となります。このため、洪水が発生した場合には、空中写真撮影や河床材料調査など、各種調査を実施します。なお、洪水時においてもその状況等により、必要に応じた調査を実施します。

3 河道・河川管理施設の維持管理

河道内の樹木や堆積土砂については、流下能力や河川管理施設等に影響が生じないように、維持管理を行います。

また、堤防や樋門等の河川管理施設については、洪水等に対する所要の機能が発揮されるよう定期的に点検を行い、機能や質の低下を早期に発見し、必要に応じて維持修繕を行います。

1) 河道の維持管理

低水路、高水敷、樋門・樋管部に堆積した土砂は、流下能力不足を招き、施設機能に支障を及ぼすおそれがあるため、適正な河道断面を確保し、河道・河川管理施設が常に機能を発揮出来るよう河道堆積土砂の撤去や河床の安定化対策を実施するなど、安定河道の維持・保全に努めます。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化による土砂移動の定量的な把握に取り組み、安定した河道の維持に努めます。

2) 河道内樹木の管理

洪水による「破壊」と「再生」のサイクルを踏まえつつ、樹木の成長や繁茂状況を定期的に調査し、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させるうえで支障となっている箇所や樹木により偏流を起し河川管理施設や河川横断工作物などの支障となっている箇所等については、上下流バランスに配慮しつつ、適切な樹木伐採を行い、流下能力の維持に努めます。

なお、伐採にあたっては、必要に応じて学識経験者等の指導を得ながら重要種等の保全に努めます。

3) 護岸等の補修

護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸が流出し、高水敷及び堤防の侵食に進展、または浸透水による漏水が発生するなど、堤防の安全が著しく損なわれるおそれがあります。したがって、災害発生 of 未然防止の観点からも、早期に護岸の損傷を発見、調査・評価し、必要に応じて補修を実施します。

4) 堤防の補修

河川巡視等により確認された堤防変状（降雨や流水による侵食、モグラ穴等による損傷等）を放置した場合、洪水時に堤防損傷が拡大し亀裂や陥没等、重大な被災につながる場合があります。このため、日常的な河川巡視等を継続的に実施し変状を適切に評価した上でその原因等を究明し、機動的かつ効率的な補修を速やかに実施します。また、堤防天端は、雨水の堤体への浸透抑制等を目的に舗装を実施しています。舗装のクラック等は雨水浸透を助長することから、適切に補修します。

5) 堤防の除草

堤防の亀裂や護岸の変状等を早期に発見するため、堤防の除草を行います。除草時期、頻度については、周辺の植生、背後地の状況等を考慮して定めます。



写真 5.4 堤防の除草

6) 樋門・樋管及び排水機場等の維持管理

樋門・樋管及び排水機場等、河川管理施設の必要な機能が発揮されるよう、適切に点検等を行うとともに、老朽化対策を効率的に進めるため、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。

河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施します。また、操作員に対しては、施設の機能や操作等についての講習会・訓練を実施します。なお、洪水等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や自動化等を進めていきます。

7) 流木等の処理

流木等による河道閉塞を未然に防止するとともに、河川敷の良好な河川環境を維持できるよう必要に応じ漂着した流木、ゴミ等は、除去し適切に処分します。



写真 5.5 出水後の流木の状況

4 減災への取り組み

1) 霞堤の機能維持・保全

小矢部川左岸 31.0k 付近に現存する霞堤については、開口部を現状のままとし、現有の機能を維持します。

2) 危機管理対策の強化・充実

小矢部川土屋橋左岸上流には、河川管理者（国土交通省）、水防管理者（高岡市）が一体となって整備した「福岡防災ステーション」があります。同ステーションは、緊急時の水防活動を行うための資機材が備蓄されており、災害時には緊急復旧活動、市町村等が行う水防活動等を円滑に行うための総合防災の最前線基地として人命や財産及び経済活動を守るための役割を担っており、さらなる有効活用を進めて行きます。



写真 5.6 福岡防災ステーション

排水ポンプ車に関しては、小矢部川沿川で浸水被害が発生する恐れがある場合及び沿川自治体より要請があった場合に出動出来るよう整備を行っていきます。平常時から堤防が決壊した場合や浸水被害が発生した場合を想定し、緊急資材の調達先や被災箇所へのアクセスルート、作業ヤード、復旧工法、災害発生時に対応する協定業者の体制等の確認を行います。災害発生時に迅速な対応を行えるよう、必要に応じて作業ヤード確保等の整備を行います。

3) 水防活動への協力と実施

国、流域自治体、企業等から成る水防連絡会を設置し、出水期前の合同巡視、水防工法研修を実施し、危険箇所の確認や水防技術の向上を図っています。また、水防警報や洪水予報等の水防活動に必要な情報を関係機関に一括で送付するシステムの整備を行っており、今後もさらなる情報伝達の迅速化に向けた取り組みや水防団の安全確保に努めるとともに、地震による土砂災害や河道閉塞等に対する関係機関との連携体制を強化していきます。

また、企業等が自衛水防を実施する際の相談窓口として「災害情報普及支援室」を設置しており、今後も企業等が自衛水防を実施する際に役立つ情報を提供するとともに、技術的な支援を行えるよう努めます。なお、洪水等による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、国が浸水した水の排除等の特定緊急水防活動を実施します。



写真 5.7 水防連絡会



写真 5.8 水防工法研修

4) 水防に役立つ情報の提供

河川の水位や雨量等の河川情報は洪水等による被害を軽減するために重要です。

近年の集中豪雨による急激な水位上昇や、氾濫域に市街地を抱える小矢部川の流域特性を踏まえ、地域住民の避難に必要な避難勧告等の発令、情報伝達及び避難に要する時間（リードタイム）を考慮した危険水位の設定や、さらなる水位予測の精度向上を図ります。

また、雨量・水位等の河川情報提供の迅速化のため、従来のレーダに比べリアルタイムに局所的な雨量情報を提供する「^{エクストレン}XRAIN（XバンドMPレーダネットワーク）」や、河川・道路に関する防災情報を一括で提供する「防災ネット富山」をインターネットで提供している他、国、県及び富山県ケーブルテレビ協議会が連携し、ケーブルテレビ放送を通じた防災情報を提供する「防災・災害情報提供システム」を整備しており、今後もさらなる利活用の推進に努めます。

さらに、受け手の立場に立った分かりやすい情報提供に努めるため、洪水流の到達時間や氾濫の広がり进行时列で示した「動く浸水想定区域図」をインターネットで提供しています。今後浸水想定区域図の見直しに合わせて、よりきめ細やかな情報が提供できるよう検討を進めるとともに、流域自治体によるハザードマップ作成とハザードマップを用いた訓練の実施支援を行います。



図 5.5 XRAIN

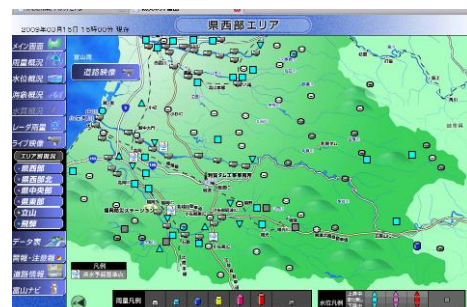


図 5.6 防災ネット富山

※「XRAIN」では、既存レーダに比べ、より高頻度（1分ごと）、高分解能（250mメッシュ）での観測が可能となり、これまで5～10分かかっていた配信に要する時間が1～2分に短縮されました。

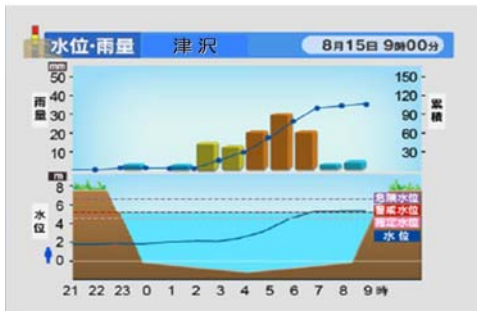


図 5.7 ケーブルテレビによる情報提供



図 5.8 動く浸水想定区域図

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

1 流況等のモニタリング

流水の正常な機能が維持されるよう、河川の縦断的な流況モニタリング、流域の水循環の調査等を行います。また、これらの結果等を評価し、関係機関と協力して広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど適正な流量の確保に努めます。

2 関係水利使用者との渇水調整

河川流量が減少し、渇水対策が必要になった場合には、小矢部川渇水情報連絡会において関係機関や水利使用者等と連携して情報の伝達・共有を図り、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を実施し、被害軽減に努めます。

表 5.7 小矢部川渇水情報連絡会の構成機関

機関名	
国土交通省	富山河川国道事務所
農林水産省	北陸農政局
富山県	河川課、農村振興課、生活衛生課、企業局水道課、企業局電気課
民間	利水企業

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

1 生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理

小矢部川を特徴づけている、池、ワンドや細流、瀬・淵、水際の植生、砂礫地といった緩流河川ならではの環境が、止水や緩流域を好む魚類や、ナガエミクリ等の湿性植物の生息・生育・繁殖環境として機能しています。また、小矢部川周辺が、伏流水、及びそれに起因する湧水が豊富なことで有名であり、そのような環境を好んで生息するトミヨ等の魚類もみられること、ジャコウアゲハとその食草となるウマノスズクサの生育場となっていることなど、特徴的な環境が形成されています。これら生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理を行い、小矢部川の特徴的な環境の保全に努めます。

1) ウマノスズクサの生育に配慮した堤防除草の実施

小矢部川では、ジャコウアゲハの食草であるウマノスズクサが河川堤防上に群生している状況が確認されています。ジャコウアゲハは福岡防災ステーション付近をはじめとする保護区域の設定、隔回除草区域の設定による食草（ウマノスズクサ）の保全、成虫の吸蜜源となる花壇の設置などの保全対策を実施しています。その効果もあり、保全地区の福岡防災ステーション付近では、春から秋にかけて多数の幼虫、成虫の姿を普通に確認することが出来ます。また、河川水辺の国勢調査においても、継続的に個体が確認されるようになっており、一連の取り組みによる成果と考えられます。

今後も引き続き、河川水辺の国勢調査等の調査結果をもとに、ウマノスズクサの生育範囲やジャコウアゲハの生息状況の把握に努め、ウマノスズクサの生育に配慮した堤防除草の実施に努めます。



福岡防災センター前の立看板 花壇の設置（アベリアを植栽）



吸蜜する成虫

写真 5.9 ジャコウアゲハの保全の取り組み（福岡防災ステーション付近）

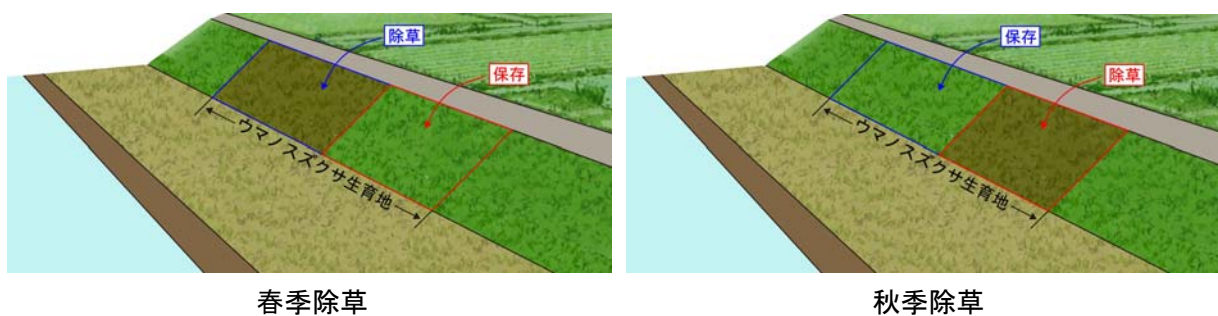


図 5.9 ウマノスズクサの生育に配慮した堤防除草方法（イメージ図）

2) 外来種対策

小矢部川では、外来植物の占める割合が富山県内の他の河川に比べて大きく、また外来生物法で特定外来生物に指定されているオオキンケイギク等が確認されています。外来植物の進入が著しい箇所では、学識経験者等から助言をいただいたうえで、除草などの外来植物対策に努めます。また、特定外来生物については、関係行政機関と連携を図り適切に対応します。

外来魚への対応としては、生態系の維持保全の観点から、河川水辺の国勢調査等を通じて外来魚の生息実態の把握に努めるとともに、流域の関係機関と連携し、適切に対応します。

2 環境モニタリング

小矢部川の河川環境を適切に把握していくために、その現状や経年変化を把握するための「河川水辺の国勢調査」や「多自然川づくり追跡調査」を引き続き実施し、それらのモニタリング結果を踏まえた『小矢部川固有の河川環境の保全と整備』を推進していきます。

「多自然川づくり」を実施した箇所や「河川水辺の国勢調査」の調査箇所などにおいてモニタリングを行い、小矢部川の河川環境の変化を把握していきます。

河川工事に伴うワンド・細流等に生息する魚類等への影響、樹木の伐採による鳥類への影響等に留意し、重要な影響がある場合にはそれを保全・代償することによって、環境への影響等への低減を図ります。また、必要に応じて工事中のモニタリングや学識経験者等の指導を得ながら検討を行い、対策を実施していきます。

3 水質調査等の実施

小矢部川の水質は環境基準を満足しており、引き続き定期的に水質を把握するとともに、地域住民、関係機関等と連携を図り、現状の水質維持に努めます。

また、水質事故等の緊急時に迅速に対応するため、水質自動監視装置や河川巡視員等による監視に努めます。



写真 5.10 採水作業の状況

4 水質事故時の対応

水質事故による利水及び環境への被害を最小限にとどめるため、「富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会」を通じて迅速な情報伝達を行うとともに、関係機関と連携して水質事故の被害拡大防止に努めます。

また、水質事故防止には、地域住民の協力が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行います。更に、水質事故対応に必要な資機材を備蓄するとともに、水質自動観測装置の維持管理に努めます。



写真 5.11 水質汚濁事故対応訓練

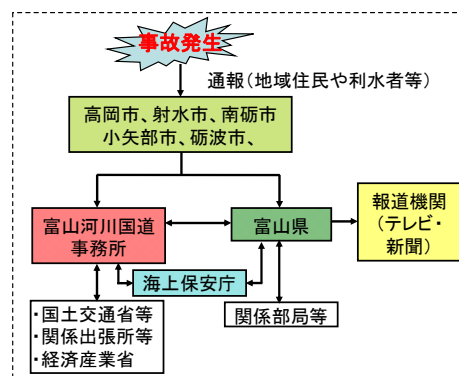


図 5.10 水質事故情報通報連絡系統図
(イメージ)

5 河川空間の適正な利用の促進

ごみの投棄等に対しては、川の安全や美化に対するモラルの向上を図り、川のより良い利活用を促進します。沿川自治体等と連携して、学校教育や自治体広報誌等を用いた河川愛護意識の啓発、地域住民の参加による河川清掃等の支援を実施し、これらの解消に努めます。

また、船舶の係留（無許可）については、河川の景観を損ねるばかりではなく、洪水時に流出することにより河川管理施設等の損傷の原因となったり、河川工事において支障となる等、河川管理上の支障となっているため、これら船舶に対する対策を関係地方公共団体、地域住民、水面利用者などと連携して進めていきます。

6 地域と連携・協働する河川管理

地域と連携・協働した河川管理を行うにあたっては、河川管理者と地域住民を繋ぎ、多様な主体をとりまとめ、自主的運営ができる人材が必要となってきます。そのような人材の育成を通して、地域住民等の川での社会貢献活動を支援していきます。その際、地域住民等が積極的に河川管理に参加出来るよう、河川愛護モニター制度や、「ボランティア・サポート・プログラム」の実施など、NPO・自治体・河川管理者の連携を進めていきます。

また、河川に親しむ機会を提供し、河川愛護や水質浄化に関心を持ってもらうとともに、河川で採取した水生生物の種類によって簡易的に水質の状態を調べる水生生物調査、河川敷の利便性や快適性などを地域の方々に評価して頂く川の通信簿等を実施し、今後も地域

住民及び市民ボランティア等の協力を得て、河川の維持管理を行っていきます。その他、小矢部川が身近な環境教育の場として活用されるよう、総合学習等の支援を行い、子供たちの意欲的な学習をサポートしていきます。

河川区域内は、自由使用の原則のもと、釣りやスポーツ等各種利用がなされています。今後も、河川空間の適正な利用を促進するため、占用にあたっては、関係自治体等の意見を聴いた上で許可を行います。さらに、河川公園等の河川利用施設について、関係自治体と連携して、その適正な利活用を促進するため利用者への積極的な情報の提供に努めます。

今後も、地域に根ざしたよりよい川づくりを進めるため、河川の現地見学会、シンポジウム等を積極的に開催し、地域住民の方々の意見聴取に継続的に取り組みます。



写真 5.12 水生生物調査状況



図 5.11 川の通信簿

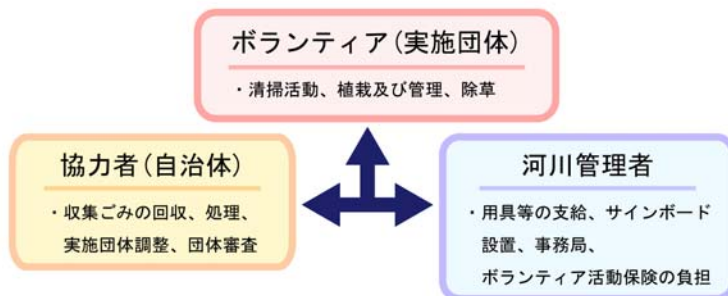


図 5.12 ボランティアサポートプログラム



写真 5.13 河川清掃実施状況